

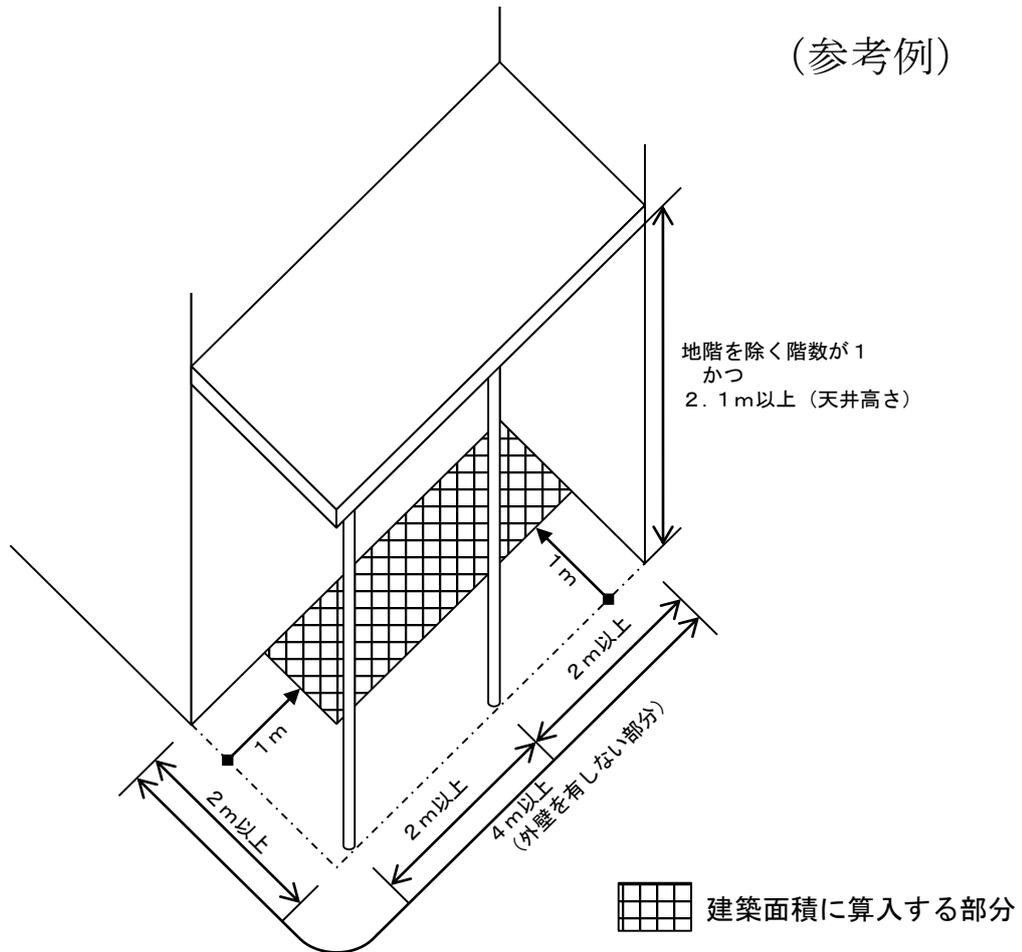
雑 則	面積、高さ及び階数の算定
	法 92 条、令第 2 条 1 項 二 号

高い開放性を有する建築物の建築面積

国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造は、次に掲げるものとする。

1. 外壁を有しない部分が連続して 4m 以上であること。
2. 柱の間隔が 2m 以上であること。
3. 天井の高さが 2.1m 以上であること。
4. 地階を除く階数が 1 であること。

(参考例)



技術的助言等	平 5 建告 1437
参考資料等	